

県営林提案型施業モデル事業（久々野地区）

プロポーザル募集要領

令和3年10月14日

岐阜県林政部治山課

目 次

第1	事業の目的	1
第2	事業の内容	
1	事業の内容	1
2	協定期間	1
3	県負担金見積限度額	1
第3	提案に係る事項	
1	参加資格	1
2	企画提案書の作成	2
(1)	事業主体の概要	
(2)	事業地の概要	
(3)	事業の実施計画	
(4)	安全管理	
3	提案にあたっての留意点	3
4	契約及び協定期間中の留意点	4
5	実施箇所	4
6	支払条件等	4
第4	公募手続に関する事項	4
1	スケジュール	
2	募集要領等の配布	
3	募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表	
4	プロポーザル参加表明書の受付	
5	企画提案書の受付	
6	企画提案参加に際しての注意事項	
7	県負担金等見積書作成に当たっての注意事項	
第5	評価に係る事項	
1	評価方法	7
2	評価会議	7
3	評価項目及び評価内容	7
4	最優秀提案者の選定	7
5	評価結果の通知及び公表	8
第6	協定の締結	8
第7	事業の適正な実施に関する事項	
1	関係法令の遵守	8
2	事業の一括請負の禁止	8
3	個人情報の保護	8
4	守秘義務	8
5	事業計画書等の提出	8
6	事業実施報告書等の提出	8
7	事業の推進	9
8	知的財産権の帰属等	9
9	協力事項等	9
第8	事業の継続が困難となった場合の措置について	
1	協定締結者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	9
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	9
第9	岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に準じた通報義務	9
第10	問い合わせ先及び各種書類の提出先	9
別表	評価項目及び評価内容	10

県営林提案型施業モデル事業（久々野地区）

プロポーザル募集要領

第1 事業の目的

県では、森林の公益的機能の持続的な発揮と森林資源の有効利用を図りながら、健全で豊かな森林づくりに取り組んでおり、県営林においても同様に森林の適正な管理を進めているところです。より効果的・効率的に森林管理を進めるため、民間の活力やノウハウを活用することにより、効率的かつ安定的な木材生産による森林経営の安定を推進するとともに、森林技術者の新規雇用・育成・定着を図るため、森林管理に関する業務の基本協定を締結します。

このため、県ではこの主旨を理解いただき森林管理業務の優れた技術力や遂行力を持ち、森林技術者の新規雇用・育成・定着を実施する事業者（事業主体）を選定するための公募を行います。

第2 事業の内容

1 事業の内容

- (1) 指定する県営林において、森林経営計画等の作成、主伐・再造林、搬出間伐、保育間伐その他の森林施業及び作業道等施設の開設・設置（森林施業は県営林内のみ、作業道等施設の開設・設置は県営林内及び県営林に至る区域のみ）
- (2) 事業実施に伴い法令等による規制がある場合はその許認可等を受けるなど関係機関等との調整
- (3) 土地所有者に対する事業説明と承諾
- (4) 主伐や搬出間伐の伐採木や作業道等開設に伴う支障木の、県営林収穫調査要領に基づく調査と報告
- (5) 上記（4）で調査・報告した立木の買い取り（伐採は、立木代金納付後に実施）
- (6) 年度毎に森林施業及び作業道等開設等の事業の自己評価を行い、県へ報告
- (7) 事業実施に伴う補助金の交付申請、受領及び精算に係る業務
- (8) 指定する県営林内の巡視及び必要に応じた作業道等施設の維持管理
- (9) 森林技術者の新規雇用・育成・定着

2 協定期間

協定締結日から令和9年3月31日

但し、協定期間は、県と事業主体とで期間及び内容について協議の上、債務負担に関する県議会の議決がなされた場合のみ、5年単位で令和24年3月31日まで更新可能とする。

3 県負担金限度額

（単位：千円）

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	合計
0	14,149	10,858	11,349	11,705	11,116	59,177

※県負担金とは、県営林の整備及び林道等開設に要する経費から「1 事業の内容（7）」による補助金を除いた金額を示します。

※消費税及び地方消費税額を含みます。

※単年度ごとの県負担金額は、別途、県と事業主体との間で調整を行います。

第3 提案に係る事項

1 参加資格

企画提案に参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成されるグループ（以下「協力事業体」という。）であって、参加表明書（様式1）を提出した者であること。

また、法人等にあつては、以下の（1）から（9）までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 評価会議の日において、岐阜県森林整備業務入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（協力事業体については、構成員のうち半数以上が名簿に登録されていることを条件とする。）

- (3) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
- ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」及び「岐阜県森林整備業務請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) 本店及び営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を様式-2に沿って作成してください。企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とし、使用する言語は日本語、通貨は円とする。

- (1) 事業主体の概要
- ① 実施体制
 - ② 取得資格の保有状況
(※ 岐阜県森林経営プランナーと岐阜県地域森林監理士は必ず記入してください。)
 - ③ 林業機械の保有状況
 - ④ 森林整備事業の実績（直近3ヶ年度分）
 - ⑤ 森林、林業に関する災害復旧活動への参加実績（直近5ヶ年度以内）、ボランティア等の社会的課題への取組み実績（直近1ヶ年度分）
※②・③・⑤については、提案者と協力事業体それぞれ記入すること。
- (2) 事業地の概要（事業区域に県営林以外を含めた一体的な施策を計画する場合に記入願います。）
- ① 所在地
 - ② 森林資源の状況
- (3) 事業の実施計画
- ① 年度別事業計画
 - ② 補助事業活用計画
企画提案書作成時に存在し、かつ交付条件が満たせる補助金・交付金などを任意に設定ください。
なお、補助率等についても、適用できる率を設定してください。
(企画提案書作成時に存在しない補助金や補助率での計画は提案しないでください。)
 - ③ 作業道等開設計画
 - ④ 事業実施に向けた効率性、安全性、環境性等を考慮した森林経営方針や実施手法、下記事項を含む内容で記載してください。

ア 主伐・再造林（低コスト造林技術）に関する提案

各種施業工程の見直しや工夫により、これまでの森林施業と比べて主伐・再造林に係るコストが縮減できる提案としてください。

(i) 目標林型について

- ・目標林型や導入する施業に関する取組を提案して下さい。
- ・目標林型は、木材生産林で提案してください。

(ii) 主伐に関する取組

- ・主伐箇所は針葉樹人工林のみとし、5年間で15ha以上の計画としてください。（広葉樹林は選定しない。）（災害に強い森林づくりのため、1箇所当たり5ha以下の計画としてください。）
- ・既存作業道の周辺のみとならないよう計画してください。
- ・架線集材を1箇所以上計画してください。

(iii) 地存えに関する取組

(iv) 植栽に関する取組

- ・現在の林況や地理的条件などを踏まえて、本事業で植栽する林分の目指す将来像を説明してください。
- ・植栽する樹種（スギ、ヒノキなど）や品種（少花粉、精英樹など）及び植栽本数を選定（設定）した理由を説明してください。
- ・当該事業地では岐阜県産コンテナ苗以外の苗を使用しないでください。
- ・主伐箇所は、協定期間内かつ伐採翌年度の初日から2年以内に植栽する計画としてください。

(v) 下刈り・保育に関する取組

(vi) 獣害対策に関する取組

イ 木材生産・搬出・流通・販売に関する提案

事業実施に伴い伐採される立木をどのようにして搬出するか、伐採地の地理的条件や伐採量及び材質等を踏まえて提案してください。

また、収益性を高めるための流通・販売の具体的な提案をしてください。

ウ 路網計画(線形、経済性、維持管理)に関する提案

作業道の補修も含めた計画としてください。

エ 森林技術者の新規雇用・育成・定着に関する提案

(i) 新規雇用に関する取組

- ・5年間で2名以上新規に雇用する計画とすることを条件とします。（林業労務としての就業経験者は不可。）
- ※令和5年度までに1名以上新規雇用する計画としてください。

(ii) 労働環境整備状況に関する取組

- ・休憩所、機械・被服支給や高性能林業機械等の導入状況など、林業のイメージアップとなる取組の実績及び計画を説明してください。

(iii) ICT等新技術導入に関する取組

- ・新技術の活用状況及び計画について説明してください。

(iv) 研修体制整備に関する取組

- ・新規雇用者への研修体制について説明してください。

(v) 施業種・集材システムの多様性に関する取組

- ・今回の現場における、新規雇用者が習得（実施）可能な施業種・集材システムについて説明してください。

(4) 安全管理

- ① 安全管理の体制
- ② 緊急時の連絡体制
- ③ 労働安全に関する研修計画
- ④ その他創意工夫

3 提案にあたっての留意点

- (1) 対象となる県営林は、木材生産林に区分されています。

- (2) 当該事業地での各種作業には、協定後に新規雇用された森林技術者が従事していることを条件とします。
 (3) 県負担金限度額（単位：千円）は、第2-3のとおりです。
 ただし、県営林内の森林整備等に係る造林事業補助金は、県単嵩上げは適用しない条件で提案ください。

4 契約及び協定期間中の留意点

- (1) 確実な再造林が実施されるよう、県と施業後の現地確認を行い、補植などの措置が必要な場合には、県と協議し必要な処置を速やかに講じてください。
 (2) 当森林は、森林認証を取得しているため、「岐阜県森林認証管理方針」を遵守してください。
 また、森林認証の審査に協力することを条件とします。
 (3) 当森林は、J-クレジット認証を取得する計画であるため、クレジット認証に関する調査に協力することを条件とします。

5 実施箇所（齢級等：令和3年4月1日時点森林簿より）

面積：h a

県営林 番号	所在地	区域 面積	人工林 面積	樹種	齢級	面積	区域図
141 (県有林)	高山市久々野町有道字六郎洞 358-6 外3字28筆	347.66	342.42	スギ	10~14	47.24	図面1
				ヒノキ	7・9~12・14	224.61	
				カラマツ	9~12	63.13	
				その他		12.68	
144	高山市久々野町有道字カナギ ヶ洞64-1	58.88	58.16	スギ	12	5.00	図面2
				ヒノキ	11・12	29.55	
				カラマツ	12・14	19.00	
				その他		5.33	
145	高山市久々野町有道字カナギ ヶ洞66-1外1筆	39.27	39.27	ヒノキ	13~14	9.45	図面3
				カラマツ	13~14	21.62	
				その他		8.20	
				計		445.81	
				ヒノキ		263.61	
				カラマツ		103.75	
				その他		26.21	

6 支払条件等

- (1) 県営林の森林整備及び作業道等開設に要する経費から、補助金を除いた金額を会計年度毎の予算の範囲内で、県負担金として支払うものとします。ただし、主伐及びび搬出間伐に要する経費から補助金を除いた金額は、立木販売時に必要経費として差し引くものとし、県負担金は支払いません。
 (2) 協定締結者は精算が完了した事業実施箇所毎に県負担金を請求することができます。

第4 公募手続に関する事項

1 スケジュール

項目	日程
(1) 募集要領等の公表・配布	令和3年10月14日(木)~令和3年11月30日(火)
(2) 募集要領等に関する質問受付	令和3年10月14日(木)~令和3年11月30日(火)
(3) プロポーザル参加表明書受付	令和3年10月14日(木)~令和3年11月30日(火)
(4) 企画提案書の受付	令和3年10月14日(木)~令和3年12月10日(金)
(5) プロポーザル評価会議	令和3年12月(予定)
(6) 評価結果の通知・公表	令和3年12月(予定)

2 募集要領等の配布

- (1) 配布日時 令和3年10月14日(木)~令和3年11月30日(火)

午前8時30分～午後5時（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。）

- (2) 配布場所 岐阜県林政部 治山課 水源林保全係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号岐阜県庁8階)

※ 募集要領等は、岐阜県公式ホームページからも入手できます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/181937.html>

(岐阜県庁HP>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル)

3 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

- (1) 質問書受付期間

令和3年10月14日(木)～令和3年11月30日(火)午後5時まで

- (2) 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（様式－5）を治山課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付して提出してください。

岐阜県林政部治山課水源林保全係（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号）

FAX 058-278-2707 / 電子メールアドレス c11519@pref.gifu.lg.jp

- (3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページ上にて公表し、質問者に対して、ホームページに掲載した旨連絡します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/181937.html>

(岐阜県庁HP>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル)

4 プロポーザル参加表明書の受付

- (1) 受付期間

令和3年10月14日(木)～令和3年11月30日(火)午後5時まで

- (2) 提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加表明書（様式－1）を治山課に持参又は郵送にて提出してください。

郵送の場合も、令和3年11月30日(火)午後5時必着となります。また、郵送の場合は電話で到着確認を行ってください。

5 企画提案書の受付

- (1) 受付期間 令和3年10月14日(木)～令和3年12月10日(金)午後5時まで

- (2) 提出書類

① 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式－2）

② 県負担金等見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式－3）

③ 関係書類

ア 履歴事項全部証明書（提出の日において発行日から30日以内のもの）

※法人でない団体の場合は、存在を明らかにできるもの。

※協力事業者の場合は、全ての構成団体分

イ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式－4）

ウ 直近事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、親会社の個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを（可能な場合はどちらも）提出してください。）

- (3) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

- (4) 提出方法 ・県庁治山課あてに持参又は郵送により提出してください。

・郵送の場合も、令和3年12月10日(金)午後5時必着となります。

また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

- (5) 注意事項

① Microsoft PowerPoint やパンフレットなどの資料を用いて、プレゼンテーションを行う場合には、提出期限までに、資料を治山課あてに持参又は郵送により提出してください。なお、Microsoft PowerPoint によるプレゼンテーションを希望する場合は、スライドを印刷した資料（1 ページ1 スライド）を提出してください。

ア 提出期限 令和3年12月10日(金)午後5時まで
郵送の場合も、令和3年12月10日(金)午後5時必着となります。
また、郵送の場合は電話で到着確認を行ってください。

イ 提出部数 10部

② 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

6 企画提案参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

提案者に次の行為があった場合は、失格又は無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 募集要領に違反すると認められる場合
- ③ 応募提案書類に虚偽の記載が認められた場合
- ④ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- ⑤ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ⑥ 事業主体選定までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

(3) 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

(5) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(6) 費用負担

企画提案書の作成、提出等、企画提案参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

(7) その他

- ① 参加表明書を提出した場合であっても、提出期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- ② 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとします。
- ③ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- ④ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日前日の午後1時まで、辞退届（様式自由）を治山課に持参又は郵送により申し出てください。

7 県負担金等見積書作成に当たっての注意事項

(1) 県負担金とは、県営林の森林整備及び作業道等開設に要する経費から補助金を除いた県が負担する金額を示します。

ただし、主伐及び搬出間伐については県負担金を支払いません。

(2) 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税をうち書きすることとさせていただきます。

(3) 見積書に記載する金額は、総額及び年度別の金額がいずれも上限額の範囲内とさせていただきます。

(4) 主伐、搬出間伐及び作業道等開設時に伐採する立木については、県の立木評価要領（市場価逆算法）に

基づき算出する金額以上で契約を締結し、県に売買代金を期日までに納付してください。

- (5) 新規雇用者の育成に係る経費は、新規雇用から3年間、当該事業地での従事日数に応じ県負担金に含むものとします。(上限：108万円/人・年。作業日報により従事日数を確認し、1年間の標準従事日数を210日として按分します。)
- (6) 高性能林業機械のリース費用は、当該事業地で新規雇用者を含む作業班での稼働実績に応じて実費で県負担金に含むものとします。(但し、他の補助事業との重複は不可。)
- ・対象となる高性能林業機械
プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、スイングヤーダ、タワーヤーダ、スキッド、フェラーバンチャ、集材機、その他知事が効率的な木材生産のために必要と認める機械
 - ・対象経費＝賃貸借料、補償料、運賃

第5 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜県営林提案型施業モデル事業プロポーザル評価会議」(以下「評価会議」という。)が行います。

なお、評価会議は、評価項目(別表「評価項目及び評価内容」)に基づき、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、以下により企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 評価会議

(1) 開催日時、場所

令和3年12月(後日、様式-6により企画提案参加者に通知します。)
岐阜市(予定)

(2) プレゼンテーションの所要時間

- ① プレゼンテーション 25分以内
- ② 評価会議構成員からの質疑 15分程度

(3) 発表項目について

発表については、以下の項目を盛り込んでください。

<全体>

- ・提案者の森林づくりに対する考え方・ビジョンについて

<企画提案事項>

- ・当地域の森林づくりに対する考え方・ビジョンについて
- ・目標林型、コスト縮減など主伐、再生林に関する提案について
- ・木材生産、搬出、流通、販売に関する提案について
- ・路網計画(線形、経済性、維持管理)に関する提案について
- ・森林技術者の新規雇用、育成、定着に関する提案について
- ・県の取組み(森林認証・J-クレジット等)に対する協力について

<その他>

- ・災害復旧活動、同等の活動実績やボランティアの活動実績

(4) 注意事項

- ① 企画提案参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することは出来ません。また、指定の時間に遅れた場合は、評価対象としません。
- ② Microsoft PowerPointによるプレゼンテーションを希望される場合は、プロジェクター、パソコン、指し棒は、企画提案参加者にて用意してください。なお、スクリーンについては、県が用意します。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり。

4 最優秀提案者の選定

上記評価の結果に基づき、県において最優秀提案者を選定します。

5 評価結果の通知及び公表

評価の結果は、選定・非選定に拘わらず、速やかに提案者に文書（様式-7）にて通知するとともに、以下の内容等について岐阜県ホームページで公表します。（公表期間：3年間）

なお、評価結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

公表内容	① 最優秀提案者の名称・評価点
	② 全提案者の名称（申込順）
	③ 全提案者の評価点（得点順）ただし、応募者が2者以上の場合は公表しない。
	④ 最優秀提案者の選定理由
	⑤ 評価会議構成員の氏名
	⑥ 最優秀提案者と協定締結の相手方が異なる場合にその理由

第6 協定の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、業務の内容を確定させたいうで、協定を締結します。

協定の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により最終的に決定します。

なお、選定した協定候補者と県との間で行う業務の内容について協議が整わなかった場合には、評価結果においてその総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

第7 事業の適正な実施に関する事項

協定締結者は、事業全体の分析・評価、成果の公表等、事業の推進全般について、責任を持ち、以下の条件を守る必要があります。

1 関係法令の遵守

協定締結者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 事業の一括請負の禁止

協定締結者は、協定締結者が行う事業を一括して第三者に請け負わせることができません。ただし、事業を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を請け負わせることができます。

3 個人情報の保護

協定締結者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

協定締結者は、本事業を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

5 事業計画書等の提出

協定締結者は、年度毎に単年度事業計画書及び業務スケジュールを作成し、県の承認を得てください。なお、企画提案書の内容と著しく異なる事業計画は、合理的な理由が無い限り認めません。

6 事業実施報告書等の提出

協定締結者は、年度毎に事業実施報告書を書面で県に提出し確認を受けるものとします。

再造林より得られた成果等については、年度毎にコスト比較実績書及び作業記録簿を付して、県に提出し

てください。

7 事業の推進

- ① 協定締結者は、本要領第6で確定した事業を実施してください。
- ② 専門家による技術的な助言等や社会情勢の変化等により計画変更が必要となった場合は、遅滞なく県と協議してください。

8 知的財産権の帰属等

この事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等の権利化された無体財産権等）は発明者に帰属しますが、県が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を県に許諾することとします。

9 協力事項等

- ① 県等が主催する研修会、報告会等において、成果等の発表を求められた場合は協力しなければなりません。
- ② 工程分析、生育状況等の確認のため、県の機関からデータの提供、現地への立ち入り等の要請があった場合は協力しなければなりません。
- ③ 県は、企画提案書の内容及びこの事業により得られた成果等について、無償で活用・公表できるものとします。

第8 事業の継続が困難となった場合の措置について

県と協定締結者との協定期間中において、協定締結者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 協定締結者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

協定締結者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は協定を解除することができます。

この場合、県に生じた損害は、協定締結者が賠償するものとします。

なお、次期協定締結者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び協定締結者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、協定期間終了若しくは協定の解除などにより次期協定者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第9 岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に準じた通報義務

協定締結者は、協定の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報してください。

また、協定締結者は、暴力団による不当介入を受けたことにより、協定期間内に業務を完了することができないときは、県に内容の変更を請求することができます。

第10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（岐阜県庁8階）

岐阜県林政部 治山課 水源林保全係

電話058-272-1111 内線3165 FAX058-278-2707

電子メールアドレス c11519@pref.gifu.lg.jp

別表

評価項目及び評価内容

(1) 評価基準

○評価項目については下表の評価項目ごとに5段階評価とし、採点表に記入する。

○評価点は、次のとおりとする。

「優れている」＝5点 「やや優れている」＝4点 「普通」＝3点

「やや劣っている」＝2点 「劣っている」＝1点

評価項目	評価内容	評価点	換算値	配点上限	
基本事項 (参加者評価) 30点	実施体制	・事業の目的を達成するために、十分な人員体制を有し、協定期間中、事業を継続的に実施できる体制となっているか。	5	×1.0	5
		・地域における森林経営の中核を担う人材と位置づけられた「岐阜県森林経営プランナー」または、地域が主体となった森林づくりの森林管理・経営に必要な知識・技術を有する人材と位置づけられた「岐阜県地域森林監理士」に登録された者が所属しているか(協力事業体も含む)。 評価点：(登録なし：0点、1名以上：3点、3名以上：4点、5名以上：5点)	5	×1.0	5
		・企画提案者の住所が飛騨農林事務所管内(高山市内)か。もしくは、協力事業体のうち、住所が飛騨農林事務所管内(高山市内)の事業体が半数以上となっているか。	5	×0.5	2.5
	実施能力	・本事業を効果的かつ効率的に実施する能力を有しており、知識・ノウハウ等を当事業に十分に生かすことが期待できるか。	5	×2.0	10
	経営基盤	・提案者の経営基盤が安定しているか。 ・直近の収支決算書等において安定した経営を行っており、業務を協定期間中、適正に運営していける財務状況であるか。	5	×1.0	5
その他	・直近5ヶ年(平成28年度～令和2年度)の間に、森林・林業に関する災害復旧活動への参加実績や直近1ヶ年(令和2年度)にボランティア等の社会的課題への取組み実績があるか(協力事業体も含む)。 評価点：(実績なし：0点、ボランティア等：2点、災害協定等：5点)	5	×0.5	2.5	
企画提案事項 (提案内容評価) 45点	事業実施計画	・事業の実施計画について、業務の内容や目的を理解し、地域の森林資源状況や地域の課題等に対応した森林整備計画となっているか。	5	×2.0	10
	技術提案	・効率的な主伐・搬出間伐等の木材生産に関する技術提案となっているか。また、低コストで確実な再生林の技術提案となっているか。 1) 目標林型に関する項目 2) 主伐、地存え、植栽、下刈り・保育までの総合的コスト縮減に関する項目 3) 獣害対策に関する項目	5	×1.0	5
		・安全性、効率性、環境性等を配慮した技術提案となっているか。			
		1) 木材生産及び搬出に関する項目	5	×1.0	5
		2) 流通システムに関する項目	5	×1.0	5
		3) 伐採木の販売方法に関する項目	5	×1.0	5
4) 路網計画に関する項目	5	×1.0	5		

		・森林技術者の新規雇用・育成・定着のための安全で働きやすい魅力ある職場づくりに向けた効果的な計画となっているか。 1) 新規雇用に関する取組 2) 労働環境整備状況に関する取組 3) ICT等新技術導入に関する取組 4) 研修体制整備に関する取組 5) 施業種・集材システムの多様性に関する取組 (2名以上新規雇用する計画でない場合は失格とする)	5	×1.0	5
	その他提案	・県の取組み(森林認証・J-クレジット等)対して協力的な計画となっているか。	5	×1.0	5
価格事項 30点	見積内容	・企画提案内容に見合った適切な積算となっているか。 (県負担金が県予算額を上回る場合は失格とする)	5	×2.0	10
	効率性・ 経済性	・効率的な実施による経済性に優れた価格となっているか。	5	×2.0	10
ヒアリング 事項 5点	取組姿勢	・業務の目的、内容を十分に理解し、技術提案内容を的確に説明するなど、取組意欲が高いか。 ・評価基準、質疑応答等で公開している情報に基づき、業務の内容を正しく理解しているか。 ・評価会議構成員からの質問に対し、技術的知識や豊富な経験に基づいた回答をしているか。	5	×1.0	5
合 計					100

(2) 最優秀提案者の選定方法

① 選定方法

県は、評価会議の構成員別に提案者ごとの採点の合計を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0点の順位点を付与する。

ただし、同順位の提案者が複数ある場合、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となった提案者の数で除して得られる点数を付与する。

提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付し、上位の者を最優秀提案者と選定する。また、各構成員の採点結果のうち60点未満の採点があった提案については、その提案者を除いて順位を付す。

提案者が1者のみの場合は、各構成員の採点結果が60点以上の場合はその者を最優秀提案者とする。いずれの提案にも60点未満の採点があった場合は、最優秀提案者は該当しないものとする。

② 順位点の合計が同点の場合の取扱い

順位点の合計が同点の場合は、様式3「県負担金等見積書」の県負担金額の安価な順に順位を決定する。なお、提案金額についても同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。